



VOL.56

# 男と女のいきいきコラム



「人権は思いやり」  
はなの木大学全体学習から

皆さん、「はなの木大学」をご存じですね。はなの木大学は、高齢者の教養と、その年齢にふさわしい社会的能力を高めるための学習の機会に積極的に接し、新しい知識・技術などの習得により生活の場を広げ、潤いのある生活の追求と社会参加の促進を図ること、お互いに集い、学び、語り合い仲間意識を高めることを目的に、市内在住のおおむね65歳以上の方々が多数参加される学びの場となっています。

昨年12月10日(水)午前10時から文化プラザ・サンホールにおいて、はなの木大学全体学習が開催されました。この全体学習に土岐市男女共同参画推進講座の受講者も参加いたしました。



講師に、昨年  
法務大臣表彰を  
受賞された多治  
見人権擁護委員  
協議会会長で、

県連副会長の神戸信之先生をお招きし、「人権は思いやり」と題して講演会を開催しました。

先生は、人権意識とは、思いやり

の心・かけがえのない命を大切にすることで、その希薄さが最近の痛ましい事件を起こしていると言われました。また、お話の中で、ア行で生きること(明るいこと・生き生きすること・美しく・笑顔で・思いやり(心)を提案されました。人権の基本は、思いやりの心であり、それは家庭の中で、はぐくまれるものであること、人権の尊重こそ男女共同参画社会の実現につながるものと力強く語られました。

昨年の土岐市男女共同参画プラン市民意識調査においても、男女ともに生涯を通じて健康で社会参画することが望まれています。

はなの木大学に在学される皆さんの学習意欲に習い、ア行で生きることと男女共同参画社会の実現につなげていきましょう。

ひとりで悩まないで!!  
岐阜県男女共同参画プラザ  
「電話相談専用ダイヤル」

☎058-278-0858

日曜～木曜  
(祝日・年末年始を除く)  
9:00～12:00、13:00～17:00

Vol.  
11

## 窓 Q & A

### 正しく住民登録していますか？

市民課・住民係  
内線141～144

住民登録とは、住所・氏名・

生年月日・性別・世帯主との続柄などを住民票に登録し、その居住関係を明らかにする制度で国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となります。

引っ越しなどにより登録内容に変更が生じた方は、届け出が必要となります。

**Q** 3月末に市外へ引っ越しますが、どんな届け出が必要ですか？

**A** 転出届を提出していただきます。転出の届け出をしていただくのと、転出証明書が交付されますので、転入先の市区町村役場へ転入届と一緒に提出してください。転入届は、新しい住所地に住み始めた年月日、住所を正確に記入し届け出をしてください。  
なお、やむを得ず転出届を提出する前に市外へ引っ越し

た場合は、郵送で転出証明書を申請することもできます。(転入届は郵送での受け付けができません)

また、市内への引っ越しの場合は、転居届の提出となります。

**Q** 誰が届け出をするのですか？

**A** 登録内容に変更が生じた本人が行うのが原則です。なお、同じ世帯の方であれば、本人に代わって届け出を行うことができます。

また、届け出の際には、窓口へお越しの方の本人確認が必要となりますので、運転免許証などをご持参ください。

**Q** 届け出期間は？

**A** 届け出は、14日以内に行うのが原則です。登録内容に変更が生じたときは、速やかに届け出を行ってください。